

令和7年（2025年）1月21日

高校へ進学予定の生徒・保護者 各位

道立高校におけるBYODに使用する端末の貸与について

令和4年度から高等学校において1人1台端末（※）環境の整備が始まり、道立高校においては、生徒自身が所有する端末を学校に持ち込む方式（BYOD）を実施しているところ
です。

なお、経済的な事情等により端末を用意できない家庭については、各高校に配置している
端末を貸与することが可能となっておりますので、お知らせします。

※端末：パソコン・タブレット等

1 貸与対象者

「北海道公立高校生等奨学給付金」受給世帯

※当該給付金の詳細は、4のホームページを参照願います。

※当該給付金受給世帯以外においても、事情により貸与できる場合がありますので
詳細は入学予定の道立高校へお問い合わせ願います。

2 貸与期間

在学期間中で生徒が必要とする期間

3 貸与手続

入学予定の学校から配付される、貸与に係る案内文等を参照願います。

4 道立高校におけるBYOD端末の貸与紹介ホームページ

○ URL

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/210352.html>

○ QRコード

